

川辺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

川辺町長

木下 宙

川辺町規則第19号

川辺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
川辺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年川辺町規則第9号）の  
一部を次のように改正する。

別表第3(1)の項中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。